

相続時精算課税と暦年課税

相続時精算課税を選択して贈与税の計算をしている者が、特定贈与者から 100 万円の現金贈与を受けたが、贈与税の基礎控除額である 110 万円以下の金額であるため申告は不要とした。

問題はあるか？

【贈与税】



<https://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-12833251607.html>